

社会福祉法人 光和苑 常勤役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 光和苑の常勤役員に対する報酬について、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等の支給範囲)

第2条 役員報酬は、常勤役員の勤務実態に即して支給することとする。

(報酬等の額)

第3条 役員報酬は、月額とし、30,000円を上限とし支給する。

(支給日)

第4条 前条に規程する報酬の支給日は、職員の例による。

(社会保険等の加入)

第5条 常勤の役員は、職員に準じ社会保険等に加入できるものとする。

(改正)

第6条 この規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

附 則

1. この規程は、平成27年 7月 1日から施行する。